

申請書・届出書等における押印の見直し状況について

区では、申請書・届出書等における押印の見直しについて、「押印見直しの基準」に基づき、全庁において取り組んできたところである。

この度、押印の見直し状況をとりとまとめたので、下記のとおり報告する。

記

- 1 申請書・届出書等において押印を求めていた様式の数（令和3年3月調査時点）
4,133件

- 2 押印見直しの状況（令和3年5月末時点）

様式の主な対象者	押印廃止	押印存続	計
個人	1,084	419	1,503
団体・事業者	1,051	1,103	2,154
区内部（職員など）	265	150	415
その他	52	9	61
計	2,452	1,681	4,133

- ・ 対象の様式の約6割について押印を廃止した。
- ・ 個人対象の様式は約7割、団体・事業者対象の様式では約5割で押印を廃止（団体・事業者対象の様式には、請求書や契約書に相当する文書が多かったことや、国や都において引き続き押印を求めているケースも多かったため）

- 3 今後の取組み

今後も国や都の動向なども踏まえながら、継続して押印廃止に向けた検討を行うよう全庁に要請している。厳格な本人認証を必要とする手続であっても、電子申請でID・パスワードやマイナンバーカード等を求めることで押印廃止に相当する効果が得られる場合があるため、積極的な検討を要請している。

- 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年7月下旬 区ホームページに押印廃止した様式（主に区内部を対象とするものを除く）の名称、根拠規定、所管課名等を掲載